

議事要旨(1) 企業結合(ステップ2)の検討

冒頭、西川委員長より、企業結合(ステップ2)について、前回の委員会での議論を踏まえて、引き続き経過措置と適用時期及び文案について審議いただきたい旨の説明がなされた。また、村田専門研究員より、説明資料[審議事項(1)-1から(1)-14]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- あるオブザーバーより、次の質問があった。
 - ・ 適用時期について、前回の委員会では平成26年4月1日からの強制適用が望ましいという意見が多かったと記憶している。それでもなお平成27年4月1日からの強制適用の提案をした理由について、追加で前回と異なり大規模企業のシステム対応等をあげているが、前回委員会以降どのような意見聴取を行い、どのように検討したのかお聞きしたい。
 - ・ 前回委員会で、ある委員の方から、平成26年4月1日からの強制適用とし、困難な場合には平成27年4月1日からの適用を認めるという案が出ていたが、この案についてどのように検討したかをお聞きしたい。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは次のコメントがあった。
 - ・ 前回の委員会以降に強い意見が出たというわけではなく、適用時期の検討を始めた当初から、今回の改正は当期純利益の内容が変わるため、経営者への周知や理解、業績予想作成への影響等を考えると平成26年4月1日からでは早すぎるという意見があり、事務局としてはそれらの点を重視した。その後、システム対応や経理の人的リソースの問題により準備期間が必要という意見が追加的に聞かれたものである。
 - ・ 平成26年4月1日からの強制適用とし、対応困難な場合に平成27年4月1日からの適用を認めるという案については、検討の結果、どのような場合に対応困難かの検討が必要となることから、今回の提案では見送った。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 実務的な対応に時間を要することは理解する。ただ、今回の改正はステップ2のうち、早期に改正することが望ましいとして論点を絞り込んだうえでの改正であり、適用時期を遅くすることはその趣旨と合わないのではないか。実務に配慮して今回の改正の適用を遅くするのであればその他の論点も合わせて改正する方が、実務への負担が少ないのではないかと考える。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、その他の論点と合わせての改正となるとさらなる検討期間を必要とすることとなり、今回の改正の論点はそこまで遅らせるべ

きではない内容であると考えている旨のコメントがあった。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 子会社数が多い企業や、サブ連結によって連結決算を行っている企業の場合、手作業で今回の改正の処理を反映するのは困難であり、システム変更による対応が必要と想定されるため、平成 26 年 4 月 1 日からの適用とすると対応が間に合わないとする。また、予算作成や社内の業績管理の観点からも準備期間が 1 年以内というのは厳しいスケジュールであるとする。
 - ・ 遡及適用について、事務局案に同意する。なお、今後も基準改正の都度同様な検討をすることになるため、ガイドラインのようなものを持っておいてはどうか。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ システム変更への対応に時間を要するという理由だけでは、強制適用を遅らせる理由としては弱いと感じていたが、持分変動差額が資本剰余金になる点や当期純利益の概念が変わるという点の周知に時間を要するということや予算作成に影響するということは理解できるので、そういう意見が強いということであれば、結論としては、事務局案に同意する。なお、ASBJ としての周知の手段、方法を十分徹底する必要がある。
 - ・ 遡及適用について、通常は実務的に困難であり、遡及適用が可能な企業はむしろ例外ではないかと考えられるので、遡及適用を原則とすることに違和感がある。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、次のコメントがあった。
 - ・ 遡及適用は一般的には困難であると理解しているので、結論の背景等でその経緯を記載することを検討したい。
 - ・ 周知については、公開草案の段階のみでなく、基準化後もセミナーや季刊誌、解説などの方法で広く周知できるように検討する。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 遡及適用を原則とするのであれば、その影響の検討も必要となることから、平成 26 年 4 月 1 日からでは対応できないと考える。少数株主持分は、金融機関の資本規制等の関係でも良く使われる文言であり、財務報告だけでなく周辺規制の影響も考慮すると、ある程度の期間が必要となり平成 27 年 4 月 1 日からの適用が良いと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 遡及適用は、実務的に困難と考える。結果、遡及適用を行わない企業が大半になると考えられ、例外を採用する企業が多くなる基準を作成することに疑問を感じる。また、遡及基準のもとでは遡及適用が原則であるにしても、自発的な会計基準の変更とは性質が異なるのではないかと考える。
 - ・ 適用時期については、できるだけ早い方が良いと考えているが、対応が困難であるという意見がある中で無理に適用時期を早めることを良しとする訳でもないとする。
- ある委員より、次の意見があった。

- ・ 企業会計基準第 24 号では、自発的な会計方針の変更と、会計基準等の改正の伴うもの
に扱いが分けられており、会計基準等の改正に伴うものについては、個々の会計
基準で経過的な取扱いが定められていない場合には過去のすべての期間に遡及適用
するとされている。今回の事務局案では、「実務上困難な場合に」という条件を付け
ずに遡及適用しないことを認めるとしているが、遡及適用が実務的に困難な会社が多
いと考えられるのであれば、それを基本に据え、遡及適用が可能であれば遡及できる
というような表現の工夫ができないかを感じる。
- ・ 企業結合（ステップ 1）との関係では、その適用前まで影響が及ぶ可能性があるのは
非支配株主との取引と取得関連費用の 2 点であるが、いずれも企業結合（ステップ 1）
で見直しをした内容には直接影響が及ぶものではないと考えられ、また、企業会計基
準第 24 号の適用後であるので、事務局案のように遡及適用ができるようにしておい
た方が良く考える。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 遡及適用を原則とするのは、企業会計基準第 24 号に即した取扱いであるため、事務
局案に同意する。遡及適用をしないことを原則とすると、第 24 号と共に原則が 2 つ
あるような状況となり、望ましくない考える。例外が多くなるという指摘について
は、個別基準ごとに検討して行き、実態に合った取り扱いをすれば良いと思う。企業
結合のような特殊な取引においては、その性格を考えると例外を作らざるを得ないの
は合理性のあるものと考えられる。適用時期等その他の点については事務局案に同意
する。

最後に、西川委員長より、経過措置と適用時期について本日の意見を踏まえて検討する旨
のコメントがなされた。

以上